

外来感染対策向上加算の算定

当院は、院内感染防止対策として、以下の取り組みを行うことで、外来感染対策向上加算を算定しています。

1. 院内感染対策に係る体制

院長直轄の感染防止対策部門を設置し、職員一同で感染対策に取り組んでいます。

2. 院内感染対策の業務内容

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、感染性腸炎など感染性疾患が疑われる場合、一般診療と動線を分け診療を実施しています。

標準感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、院内感染対策を推進していきます。

3. 職員教育

院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に研修会を年2回実施します。

4. 抗菌薬の適正使用

厚生労働省健康局結核感染症課作成の「抗微生物薬適正使用の手引き」を踏まえ、抗菌薬の適正使用に努めます。また、必要に応じて、堺市医師会から助言を受け処方内容の点検、見直しを行います。

5. 感染対策連携

感染対策に関して、堺市医師会や地域基幹病院と連携し、必要な情報提供やアドバイスを受けて、院内感染対策の向上に努めます。